

**「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」
についての御意見・情報の募集結果について**

1. 実施期間 平成18年9月7日(木)～平成18年10月6日(金)まで

2. 提出方法 インターネット、ファックス、郵送

3. 提出状況 9通

4. 御意見及びそれに対する食品安全委員会の回答

No.	御意見・情報の概要	食品安全委員会の回答
1	<p>食品安全基本法の制定をはじめ、新たな食品安全行政が開始されてから約 3 年が経過しました。食品の安全に関するリスクコミュニケーションは、リスク分析手法の導入により、3 府省共催による意見交換会やモニター制度の運営、電子メール等での定期的な情報配信など各種の取り組みが行われ、以前より大きく改善したことは画期的であると考えます。</p> <p>今後は食品安全基本法第 13 条(情報及び意見の交換の促進)の規定(注1)を達成するため、一層の役割発揮を食品安全委員会及びリスクコミュニケーション専門調査会に期待するものです。</p> <p>これをふまえ、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」(以下、「報告(案)」)に対して、下記の通り、総括的意見及び個別具体的事項に関する意見を提出します。</p> <p>(注1)食品安全基本法 第 13 条 (情報及び意見の交換の促進)</p> <p>食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、当該施策の策定に国民の意見を反映し、並びにその過程の公正性及び透明性を確保するため、当該施策に関する情報の提供、当該施策について意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進を図るために必要な措置が講じられなければならない。</p> <p>記</p> <p>1. 総括的意見</p> <p>リスクコミュニケーションの今後の推進にあたり、食品安全委員会及びリスクコミュニケーション専門調査会は、次の二点について責務を果たす必要があると考えます。</p> <p>(1) 食品安全委員会が、関係各省庁や地方自治体も含めた、関係者による包括的なリスクコミュニケーションの改善やレベルの向上について、主導的な役割を發揮すること。</p>	<p>(1) 食品安全基本法第 13 条では、リスクコミュニケーションが、施策の策定に対する国民の皆様の意見の反映、施策の策定過程の公正性と透明性の確保にあることを明らかにし、その内容を関係者相互間の情報及び意見の交換の促進と位置づけ、リスク評価とリスク管理の過程において必要な措置がとられるべきであると規定しています。また、食品安全委員会は食品安全基本法第 23 条第 1 項 7 号でリスク評価に関するリスクコミュニケーションを行うとともに、第 8 号で関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの事務の調整を行うことと規定</p>

<p>(2) リスクコミュニケーション専門調査会の機能や役割を整理し、中長期的に政策判断が求められる、または関係者の関心が高い重要事項(GMO など)について、リスクコミュニケーション専門調査会が事前に、リスクコミュニケーション全体の進め方や組み立て、方法・ツール等について、関係者とともに検討すること。</p> <p>2. 個別具体的事項に関する意見</p> <p>(1) リスクコミュニケーションの取り組みについては、意見交換会に限らず多種多様な取り組みを主体的に実践し、関係者の理解を推進すること</p> <p>(理由)</p> <p>リスクコミュニケーションの取り組みは、単に意見交換会や教育啓発活動を実施するだけでなく、関係者相互間の信頼性を高める努力なども含まれます。また、国際的にもリスクコミュニケーションは新しい取り組みであり、継続的な努力が関係者に求められます。</p> <p>報告(案)の今後の課題には、「対象を限定した意見交換会の実施」等が記載されていますが、それ以外にもホームページ上での意見交換(ネットミーティング)の実施など多種多様な取り組みを、リスクコミュニケーション専門調査会が、主体的に企画・実施し、関係者の理解を推進することが重要です。</p> <p>(2) 関係者のリスクコミュニケーション技術向上に向けての支援策の検討を報告(案)に明記し、食品安全委員会の運営計画として具体化を図ること</p> <p>(理由)</p> <p>内閣府国民生活審議会消費者政策部会は、2006年7月に「消費者基本計画の検証・評価・監視について」をまとめました。この中で「(2) リスクコミュニケーションへの消費者の参加促進」として、「消費者の意見がどのように政策等へ反映されたかについての説明、情報提供の方法、関係者のリスクコミュニケーション技術の向上方策等に関して、府省連携して方針を策定する」と記載しています。</p>	<p>されており、政府全体としての総合的なリスクコミュニケーションにおいて中心的な役割を担うことが明らかにされています。</p> <p>(2) リスクコミュニケーション専門調査会は、食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「リスクコミュニケーション専門調査会は、委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」とこととされています。また、リスクコミュニケーション専門調査会における今後の調査審議の内容についても、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」を踏まえ、検討してまいります。</p> <p>(1) 現在、リスクコミュニケーションの取り組みとして各種会合、資料の公開、意見交換会の開催、意見・情報の募集、関係者との意見・情報の交換、ホームページ、電子メール、印刷物等による情報発信、電話、ファックス、電子メール等による問い合わせへの対応、食品モニター制度の活用等、様々な取組を実施しています。「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の「4. 改善の方向性」においても、対象を限定した意見交換会の実施のほか、メディアトレーニングの実施やフォーカスグループインタビュー等の実施等に取り組むこととされています。御指摘も踏まえ、意見交換会に限らず、様々な方法、媒体を使用しながら、目的にかなったリスクコミュニケーションが実施されるよう検討をすすめてまいります。</p> <p>(2) 今回の「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」は、内閣府国民生活審議会消費者政策部会の審議結果も踏まえまとめられたものであり、今後、今回の報告に基づいてリスクコミュニケーションの推進に努めてまいります。</p> <p>食品安全委員会では毎年度運営計画を策定し、適切な業務の推進に努めているところです。したがって、今回の報告を踏まえたリスクコミュニケーションの具体的な推進策については、平成19年度食品安全委員会運営計画に盛り込まれることとなります。</p>
---	---

<p>この内容に関連して、関係省庁や消費者・事業者等をはじめとする関係者それぞれのコミュニケーション技術向上に対する支援策について、食品安全委員会とリスクコミュニケーション専門調査会が、検討の中心を担うべきと考えます。よって、この旨を報告(案)に明記し、併せて2007年度の食品安全委員会の運営計画として具体化を図る必要があると考えます。</p> <p>(3)「4.改善の方向性」で示された課題について、「何をいつまでに」実施するかを明確にした、具体的な実施計画を作成すること</p> <p>(理由) 報告(案)の「4.改善の方向性」で記載された事項は、具体的な実施計画を示すまでには至っていません。リスクコミュニケーションの改善について、今後の具体化を図るためには、例えば、「中長期的にリスクコミュニケーションが必要なテーマについて整理すること」や「リスクコミュニケーション専門調査会が企画実施責任者となり、関係者とのリスクコミュニケーションを 年度から実施する」、「企画・立案段階から関係者の参画の下に意見交換会を運営する」等、対策毎に達成目標や「何をいつまでに」行うかなど、優先順位をつけて具体的に示した実施計画を作成し、公表する必要があると考えます。</p> <p>(4)リスク評価機関とリスク管理機関におけるリスクコミュニケーションの重要性について、「4.改善の方向性」に明記し、具体化に向けた検討を実施すること</p> <p>(理由) 報告(案)の「3.リスクコミュニケーション専門調査会における議論」には、「他の関係者からの信頼を得るため、独立性、公平性、透明性を保ちつつ、リスク評価機関とリスク管理機関での情報交換や調整を行う必要性も示唆された」と記載されています。リスク評価機関(リスク評価者)とリスク管理機関(リスク管理者)との間のリスクコミュニケーションは、リスクアナリシス(リスク分析)の実施において重要な要素であるため、報告(案)の「4.改善の方向性」に明記し、リスクコミュニケーション専門調査会において具体化に向けた検討が行われる必要があると考えます。</p>	<p>(3)我が国のリスクコミュニケーションは歴史も浅く発展の途上にあることから、長期計画の課題については、困難ではありますが、可能な限り計画的に進めるとともに、計画等については今後とも公開してまいります。なお、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の「4.改善の方向性」で記載された事項のうち、コミュニケーションツールの開発についてはすでに平成18年度から着手しているところであり、メディアカバー調査、フォーカスグループインタビュー等についてもリスクコミュニケーション調査事業の一環として行っているところです。また、来年度からリスクコミュニケーターの養成、メディアトレーニングの実施を行う予定にしています。いずれにせよ、掲げられた事項は、実行可能で直ちに取り組みべきと考えられる対策であり、今回の報告を踏まえ確実に対応してまいります。</p> <p>(4)リスク評価機関とリスク管理機関におけるリスクコミュニケーションの重要性については御指摘のとおりです。現在も、継続的に連携し、課長級の関係府省連絡会議幹事会を毎週開催するとともに、隔週にリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、3府省連携の意見交換会の開催計画など、政府が進めるリスクコミュニケーションの調整を図ったり、情報の共有に努めているところですが、御指摘を踏まえ、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の「4.改善の方向性」(1)の冒頭に「リスク評価機関とリスク管理機関の連携はもとより、～」を加え、修正いたします。</p>
--	---

<p>(5)「5.今後検討すべき内容」に「リスク評価機関における透明性・独立性の確保」を明記し、具体化に向けた検討を実施すること</p> <p>(理由)</p> <p>報告(案)の「5.今後検討すべき内容」には、「(2)審議の経過に関する情報提供のあり方」として、審議内容等の公開と非公開による比較の検討が記載されていますが、そのための前提として、リスク評価機関における透明性や公開性が充分確保されることが重要です。</p> <p>このことは、2006年8月に食品安全委員会が主催した「食品の安全に関するリスクコミュニケーション」において、欧州食品安全機関の担当者から、その重要性が指摘されると共に、リスク評価を実施する科学者等の独立性確保の措置など、欧州における実践例が紹介されています。</p> <p>報告(案)の「5.今後検討すべき内容」に「リスク評価機関における透明性・独立性の確保」を明記し、その具体化に向けた検討を実施する必要があると考えます。</p> <p>以上</p>	<p>(5)食品安全委員会が科学的知見に基づき中立公正なリスク評価を実施するためには、リスク管理機関から独立性の確保と、その審議の過程の透明性の確保が重要であることはご指摘のとおりです。</p> <p>御意見を踏まえ、「5.今後検討すべき内容」のタイトル「(2)審議の経過に関する情報提供のあり方」を、「(2)審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」に修正するとともに、本文を「リスク評価機関における透明性・独立性の確保の観点を踏まえ、審議と詳細な議事録を公開すること～」と修正いたします。</p>
--	--

<p>2</p>	<p>この(案)は、余りにも抽象化し過ぎる感があります。そのため、平成16年7月の「食の安全に関するリスクコミュニケーションの現状と課題」のその課題の解決に向けての分析や検討内容や議論が分かりにくいものとなっていると思います。</p> <p>また、「食品安全リスク分析 第一部 概観および枠組みマニュアルー暫定版」と同じような教科書的な内容と表現になっている感がします。</p> <p>この原因は「リスクコミュニケーションの評価」を専門調査会の議論の前提に置かないために起こったことかもしれない、どうしても抽象化されたものにならざるを得なかったのではないのでしょうか。</p> <p>「そのリスク情報がリスクコミュニケーションとして、現時点で成果を挙げているかどうか」を評価する仕組み、体制を作ることが必要かつ重要ではないでしょうか。</p> <p>「マニュアル暫定版など」は、そのための目標作りと分析の役に立つ視点を提供しています。既に、「メチル水銀」「鳥インフルエンザ」等々では具体的にリスク評価・リスク管理そして、リスクコミュニケーションされています。</p> <p>折角ですから、これらの経過や結果を広く深く比較、評価・分析した結果を発表して欲しいものです。そこから教訓やノウハウ、反省を得てリスクの改善に大いに役立てられるレポートができると思います。</p> <p>ところで、「リスク情報は将来の災害を抑えるためのもので、現時点では安心よりも不安をもたらしやすいという本質」を内蔵していると思います。そのために、リスクコミュニケーションにおいては、科学的側面と感情的側面の両面対処が重要なことと各種レポートやマニュアルで言われていると思います。</p> <p>今回の(案)では、抽象化されているとは言え、感情面の改善策の言及が非常に少ないのが気になります。リスクコミュニケーションにおける感情面対処の研究は環境問題でも重要な側面であり、この方面の研究が社会心理学としてその成果も発表されていると仄聞します。</p> <p>食の安全のリスクコミュニケーションの改善のために、社会心理学等の専門家の知恵も取り入れることを検討するのも必要ではないでしょうか。</p>	<p>「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」では、これまで実施したリスクコミュニケーションの取組みについて、状況を整理し、リスクコミュニケーション専門調査会での議論をもとに、改善の方向性をとりまとめたものです。</p> <p>リスクコミュニケーションの評価については、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の「4.改善の方向性」の(2)ウに示したとおり、リスクコミュニケーションの評価手法の開発を行うこととしているほか、「5.今後検討すべき内容」の(1)としてリスクコミュニケーションの検証を挙げているところですが、御意見を踏まえ、「5.今後検討すべき内容」の(1)リスクコミュニケーションの検証の冒頭部分を、「意見交換会で実施した内容やアンケート結果については、リスクコミュニケーション専門調査会で報告を行っているが、今まで実施した意見交換会で得られたものを今後の効果的なリスクコミュニケーション手法の提案につなげるために、意見交換会の実質的な取組の内容と成果、教訓について十分に吟味していく必要がある。</p> <p>また、アンケート結果については、適宜、リスクコミュニケーション専門調査会で報告を行っており、～」と修正いたします。</p> <p>また、ご指摘のとおり、リスクコミュニケーションにおいては、社会心理学の知見も活用した審議も重要と考えており、リスクコミュニケーション専門調査会においても、社会心理学の専門家が専門委員に任命されているところです。</p>
----------	---	---

<p>3</p>	<p>2001年に国内初のBSE患畜が見出された混乱の後、「BSE問題に関する調査検討委員会」の議論に基づき、それまでの産業重視・消費者軽視の行政のあり方を反省し、食品の安全システムとしてリスクアナリシスの制度は導入されました。そして設置された貴委員会とリスク管理機関の働きに、当生協も大いに期待をしていたところです。</p> <p>しかし、貴委員会並びにリスク管理機関のこの間のリスクコミュニケーションでは、消費者に対して「説明する」ことのみで終始しており、消費者の声を聞くという姿勢が感じられませんでした。リスクアナリシスの重要な柱であるリスクコミュニケーションは、関係者に議論の経過や結果を説明するのみならず、その意見を聞いて汲み取るところに大きな意義があります。</p> <p>報告案では、「意見・情報の交換の双方向性」としてごく簡単にしか触れていませんが、消費者の生活実感や実態に基づく意見を尊重し、リスクコミュニケーションの議論を施策に反映できているのか、という点の検証を強く要望します。</p> <p>報告案に述べられているように、消費者は科学的な知識、情報が不足している状態にあり、部分的には誤解もあります。特に、「情報弱者」と呼ばれる高齢者や若者などに、必要な情報や正確な認識が届かず、ダイエット食品などによる健康被害やマスコミに振り回される食生活が現実となって表れています。行政の施策として、消費者団体などの助けも借りて、これを改善する努力も必要です。ただし、消費者に情報が不足していることが、リスクコミュニケーションで消費者の意見を聞かなくてよい理由にならないことは言うまでもありません。こうした点に鑑み、当生協としては、以下の意見を申し上げます。</p> <p>(1)「関係者間の情報基盤の共有」について</p> <p>意見交換会と情報提供について</p> <p>意見交換会の実施については、更なる充実を求めます。</p> <p>意見交換会などでの意見のすれ違いの原因のひとつに、消費者、業界、行政の有する情報・認識の違いがあると考えられます。多くの関係者に情報を伝えるために内容をわかりやすくする一方で、意見交換を内容あるものとするために、詳しい情報を提供することも必要と考えます。情報の内容も、見解が一定していないものについて偏った情報を提供することのないよう、配慮が必要です。</p> <p>貴委員会主催の意見交換会などで、リスク管理に関</p>	<p>意見交換会における情報提供については、わかりやすい資料の提供に努めるとともに、中立公正な情報提供に努めているところですが、ご指摘も踏まえ、今後とも意見交換会の充実に努めてまいります。</p> <p>また、食品安全委員会はリスク管理機関から独立してリスク評価を行う機関ですが、意見交換会については、必要に応じ食品安全委員会とリスク管理機関が共催で行ったり、共催でないものについても相互に出席しあう等、連携して行っているところです。リスク評価機関とリスク管理機関におけるリスクコミュニケーションの重要性についてはご指摘</p>
----------	--	--

<p>わる意見が出ることを指摘していらっしゃると思いますが、意見交換会はリスク管理機関と共催して、両方の意見が聞けるようにしてください。</p> <p>リスクコミュニケーターについて リスクコミュニケーターの養成はよいと思いますが、行政の情報や結論を説明するだけでなく、本来のリスクコミュニケーションの意義を理解し、中立的な立場から各層の意見を聞くことができる人を養成するのでなければ、意味がありません。そのことを踏まえることを要請します。 関係者間の意見の調整については、コミュニケーターでなく、行政が主体的に関わって進めるべき業務だと思いますので、必要に応じてリスクコミュニケーションの部局を増強してください。</p> <p>(2) 「意見・情報交換の双方向性の確保」について 意見等の反映について BSEの管理措置や米国産牛肉輸入再開をめぐるリスクコミュニケーションでも、多くの消費者から出された意見について、貴委員会は「管理の問題」として取り合わない一方で、リスク管理機関は「科学的評価に基づいて進める」と言って取り上げませんでした。リスク評価に関わる意見についても、ほとんどは専門調査会で議論もされないままに終わっています。消費者の意見が反映されず、こうした「結論先にありき」の進め方は、消費者に強い不信感を残しています。 貴委員会とリスク管理機関の双方について、意見</p>	<p>のとおりです。現在も、継続的に連携し、課長級の関係府省連絡会議幹事会を毎週開催するとともに、隔週にリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、3府省連携の意見交換会の開催計画など、政府が進めるリスクコミュニケーションの調整を図ったり、情報の共有に努めているところですが、ご指摘を踏まえ、「食の安全性に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて（案）」の「4.改善の方向性」（1）の冒頭に「リスク評価機関とリスク管理機関の連携はもとより、～」を加え、修正いたします。</p> <p>リスクコミュニケーターについては、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて（案）」4.改善の方向性（2）ウに示したとおり、「食品のリスクに対する他の関係者の立場や発想、考え方を理解し十分な意思疎通を図ることができる消費者、事業者、専門家等各関係者間のリスクコミュニケーションを支援・仲介できる能力を有する人」を養成することとしています。また、行政のリスクコミュニケーションに関わる人員の増強については、リスクコミュニケーションに対する社会からの要請に応えられるよう、リスクコミュニケーションの方法の検討と合わせ、限りある人員、予算の中で、優先順位の明確化、効率化を行いつつ、より有効な対応に努めてまいります。</p> <p>意見・情報の募集に対して提出された意見・情報については、一つ一つ内容を検討し、評価書案の作成に当たり検討されていない新たな科学的知見等を内容とするものについては、専門委員の意見を踏まえ、委員会での審議を行い必要に応じ評価書等に反映しています。しかしながら、意見・情報がどのように議論、反映されたのかわかりにくいとの指摘があることから、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて（案）」の4.改善の方向性（2）アにも示したとおり、意見・情報の募集に係る検討経過の周知と反映について、リスク評価とリスク管理の役割を認識しつつ、情報提供を行</p>
--	--

の反映が図られたか否かを具体的に検証してください。さまざまな意見が出るのは当然のことですが、どのような立場の意見を重視すべきか、「BSE問題に関する調査検討委員会」の議論とリスクアナリシス制度導入の初心に立ち戻って考えていただくよう、強く要望します。

意見交換と認識の共有化の場について

この間の意見交換では参加者の発言はそれぞれ一方的で、平行線になっています。限界はあるにせよ、お互いの立場を尊重し、意見を聞き合い、共有化できる認識は共有化する、対話の場こそ持つべきと考えますので、会の運営方法を工夫するなど、具体的な改善に取り組んでください。

(3) 「意見・情報交換の効率の向上」について

メディアへの情報提供について

この間、貴委員会の検討内容について意図的にリンクしたとしか思えない報道が何回かありました。過去の事例を検証し、情報の受け手に誤った印象を与えないよう、注意するよう、要請します。

偏った健康情報がテレビ番組等によって流され、真に受けた消費者が健康被害を受けるような事例が発生しています。報道の自由を尊重しつつも、報道によって発生する事態にたいして十分な配慮をするよう、報道関係者に対するリスクコミュニケーション教育に取り組んでください。

報道機関に情報を提供する際、さまざまな意見がある内容を、一方に偏った内容で情報提供して結論を誘導することのないよう、特に留意してください。

「会合、資料の公開」について

行政が進める施策の議論、情報については、極力公開をすべきであり、リスクコミュニケーションはその

ってまいります。

意見交換会で出された意見等についても同様と考えています。リスク評価機関とリスク管理機関におけるリスクコミュニケーションの重要性についてはご指摘のとおりです。現在も、継続的に連携し、課長級の関係府省連絡会議幹事を毎週開催するとともに、隔週にリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、3府省連携の意見交換会の開催計画など、政府が進めるリスクコミュニケーションの調整を図ったり、情報の共有に努めているところですが、ご指摘を踏まえ、「食の安全性に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の「4.改善の方向性」(1)の冒頭に「リスク評価機関とリスク管理機関の連携はもとより、～」を加え、修正いたします。

意見交換会の開催については、「食の安全性に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」4.改善の方向性(2)アに示すとおり、開催目的、情報の質や量、関係者の関心などに合わせ、地域、対象、参加人数を絞った形のきめの細かい意見交換会などの開催方法を検討することとしています。

国民の皆様の食の安全性に関する情報源としてメディアの影響は大きいと認識しています。食品安全委員会では、マスメディアに対し、適宜プレスリリースを行う等、積極的に情報提供を行うとともに、メディア関係者との懇談会等を定期的に開催し、情報の共有化、双方向性の確保に努めています。また、メディアの報道に対しては、「食の安全性に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」4.改善の方向性(2)に示したとおり、マスメディア報道とその影響の分析を行うこととしています。

食品安全委員会の審議は現在原則として公開で行われており、食品安全委員会の審議と結果について透明性の確保が重要であることはご指摘の通りで

	<p>精神で進められてきたはずで、委員は公職にあって、自らの言動に責任を持つべきであり、公開の議論は当然のことです。</p> <p>審議を非公開とすることには反対です。</p> <p>貴委員会での審議に用いられる資料の一部が著作権や企業秘密を理由に非公開となっていることに関しては、極力解消されるべきと考えます。著作権については、著作権者と調整して、公開に努めてください。どうしても著作権上公開できない資料と外国語の資料については、事務局が抄録を作成して公開してください。企業秘密を理由に非公開とする場合は諮問を受け付けられないなど、透明性の高い運営を目指してください。</p>	<p>す。同時に、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の「3.平成15年7月以降の国によるリスクコミュニケーションの実施状況と課題」(1)に示すような指摘もことから、御意見を踏まえ、「5.今後検討すべき内容」のタイトル「(2)審議の経過に関する情報提供のあり方」を、「(2)審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」に修正するとともに、本文を「リスク評価機関における透明性・独立性の確保の観点も踏まえ、審議と詳細な議事録を公開すること～」と修正いたします。</p>
4	<p>1. 全体的意見</p> <p>食の安全に関するリスクコミュニケーションは、食品安全基本法にある「リスク分析」手法の大きな位置づけになっています。そういう意味では、リスクコミュニケーションは各段階で大枠では従来よりは、すすんだと考えてよいと思います。</p> <p>しかし、BSEの国内対策の変更や米国産牛肉の輸入再開に関するパブリックコメントや意見交換会などでのリスクコミュニケーションは、消費者にとっては非常に納得のいかないものでした。リスク評価機関である食品安全委員会とリスク管理機関である農林水産省・厚生労働省との関係やそれぞれが行った消費者等とのリスクコミュニケーションはわかりにくく、消費者等の意見の対応が評価機関や管理機関においてお互いにおしつけあっているようにも見えています。そして、十分な情報が得られない段階で消費者自身が判断すべきとの言及もあり、消費者の混乱を招いたと思います。</p> <p>また、食品安全委員会自身と専門調査会や関連部局との内部リスクコミュニケーションが充分でないようにも思われます。</p> <p>さらに、2005年に食育基本法が成立してから「食の安全」がややもすると背景においやられている感じがし、よって「食の安全に関するリスクコミュニケーション」も停滞しているように考えられます。食品安全基本法にたちかえり、あらゆる段階でのリスクコミュニケーションが更にすすめられなければなりません。</p> <p>今回の「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の改善の目標が確実に実施されることを期待します。</p>	<p>リスク評価やリスク管理の各段階においてリスクコミュニケーションが重要であることは御指摘のとおりです。</p> <p>今後、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」を基にリスクコミュニケーションの更なる推進を図ってまいります。</p> <p>また、リスクコミュニケーションに関しては、食品安全委員会とリスク管理機関が相互に連携して意見交換会等を行ってきたところですが、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の4.改善の方向性(2)アにも示したとおり、意見・情報の募集に係る検討経過の周知と反映について、リスク評価とリスク管理の役割を認識しつつ、情報提供を行ってまいります。</p>

2. 個別的意見

(1) 情報の発信・伝達・共有について

リスクコミュニケーションの前提は、関係者がどれだけ適格な情報を発信し、それが充分理解され、共有できるかだと思います。

現在、一般の消費者は、適格な情報を得て、共有化できる状況にはありません。正確で、わかりやすい情報が、得られない状況では、科学的で様々な観点からの判断は出来ない中でめまぐるしく変る食の安全に対応するのは困難です。特に最近、インターネットなどからの情報がかなりの情報として与えられ他はメディアから得ることが大部分です。いわゆるIT弱者とよばれる人にとっては、インターネットからの情報は、別の世界の話で、IT弱者でない人にとっても、相当な知識と時間がないと情報は、適格に得られません。よって、現在のメディアからの情報がほとんどといってよい状況にあり、メディアによっては、発信された内容と流した内容が不正確であったり、推測であったりすることが多くあるように思います。

情報を発信する側とメディアとの十分なコミュニケーションがはかられるようにするのが必要です。また、どの受け手にも分かりやすい方法によって情報は伝達されるべきだと考えます。

(2) パブリックコメント等の意見・情報の募集と意見交換会等について

意見・情報の募集が様々に行われ、当団体でも、意見提出を行っています。この意見反映がどうされたのかが、わかりにくく、「個別の意見への回答はしない」と断っていますが、全体の状況はどうだったか、募集した内容にどう反映されたのかが知りたいと思います。また何回も意見を提出しても募集にあたった「案」が相当に変化したことは、なかったように思います。そのことは意見を言っても変わらないのだからという感じさえもってしまいます。

食品安全委員会や農林水産省・厚生労働省が開催する意見交換会や説明会等にも何回か当団体としても参加しています。その際最も感じられるのは意見交換会で出される意見が結局は最初の「案」に反映されているのかわからないということです。コミュニケーションは相互に理解し、たとえ意見の食い違いがあったとしても結局は納得することができる必要がありますが、いつも納得いかないまま終るとい

(1)国民の皆様の食の安全に関する情報源としてメディアの影響は大きいと認識しています。食品安全委員会では、マスメディアに対し、適宜プレスリリースを行う等、積極的に情報提供を行うとともに、メディア関係者との懇談会等を定期的で開催し、情報の共有化、双方向性の確保に努めています。また、メディアの報道に対しては、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」4.改善の方向性(2)イに示したとおり、メディアカバー調査を実施し、マスメディア報道とその影響の分析を行うこととしています。

また、情報の提供については、ホームページのほか季刊紙やパンフレット、リーフレット等により、より多くの方に、迅速に正確な情報発信ができるよう努めているところですが、今後よりきめ細かい対応についても検討したいと考えています。

このほか、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の4.改善の方向性(2)イに示したとおり、平易かつ正確性を失わない資料の作成に努めていくこととしています。

(2)意見・情報の募集に対して提出された意見・情報については、一つ一つ内容を検討し、評価書案の作成に当たり検討されていない新たな科学的知見等を内容とするものについては、専門委員の意見を踏まえ、委員会で審議を行い必要に応じ評価書等に反映しています。しかしながら、意見・情報がどのように議論、反映されたのかわかりにくいとの指摘があることから、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の4.改善の方向性(2)アにも示したとおり、意見・情報の募集に係る検討経過の周知と反映について、リスク評価とリスク管理の役割を認識しつつ、情報提供を行ってまいります。

また、意見交換会の開催については、地域バランスも考慮しつつ、必要に応じ全国の主要都市で開催しているところですが、会場や予算の制約があることは御理解いただければと思います。なお、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」4.改善の方向性(2)アに示す

<p>ことがあります。</p> <p>説明会と称する会議では、一方的な説明で意見や疑問への対応も不十分なことが多いと思います。</p> <p>また、意見交換会や説明会は、全国各地で行われるといっても多くて、10数カ所で、私どものような地方都市では、ほとんど開催されません。当団体の少ない財政の中から交通費の負担をしながら、思うことは、本当に消費者等関係者の声をすいあげようとするなら、この辺の改善は是非行ってほしいものです。</p> <p>こうしたことを考えると1つの課題に関しては十分な時間をとる必要があり、意見の違いが大きいものは結論を急がず、すすめるべきだと考えます。</p> <p>(3) 各種の会合・資料の公開について</p> <p>食品安全委員会等の各種会合は現在原則として、公開されていますが、今後の課題のところでは、審議と詳細な議事録を公開することのメリット、デメリットを考え審議の一部を非公開で行うことを検討してはどうかという指摘があったとされています。</p> <p>たくさんの議事録や資料をホームページ等で公開しても、一般の消費者には、有用でないこともありますし、そもそも、手に入れることが、出来ないことのほうがよほど問題です。もっとだれもが、得やすい方法をまず考えることが重要です。</p> <p>このことが、解決される段階で、公開・非公開を考えるべきですが、それでは、公開・非公開を決めるのはどこか、どのようにわかりやすくまとめるのはどこかということが問題になると思います。公平性、透明性を保つためにも明らかにすべきです。</p>	<p>とおり、今後は開催目的、情報の質や量、関係者の関心などに合わせ、地域、対象、参加人数を絞った形のきめの細かい意見交換会などの開催方法を検討することとしています。</p> <p>(3) 審議については、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の「4. 改善の方向性」(2) エに示すとおり、単に議事録を掲載するだけでなく、議論の要点やまとめをわかりやすく提供する努力が必要と考えており、また、食品安全委員会ではホームページのほか季刊誌等によりリスク評価の審議の過程や経過のわかりやすい情報提供に努めているところです。</p> <p>さらに、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の「3. 平成15年7月以降の国によるリスクコミュニケーションの実施状況と課題」(1) に示すような指摘もあることから、御意見を踏まえ、「4. 改善の方向性」の(2) の「エ 情報公開における改善」を、「会議における発言をそのまま書き起こした現状の議事録は、公開されるまで時間がかかり、迅速に情報を得たいと考える関係者の要望に十分にこたえられていない。そこで議論の要点やまとめをわかりやすくタイムリーに公表するよう努力していく必要がある。また、公表するまでに時間はかかるが、会議の詳細な発言経緯を確認したいというニーズにあわせて、従来どおりの議事録を入手できるようにするなど、多様なニーズに対応できる情報公開のあり方について検討していく必要がある。」と修正いたします。</p> <p>また、「5. 今後検討すべき内容」のタイトル「(2) 審議の経過に関する情報提供のあり方」を、「(2) 審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」に修正するとともに、本文を「リスク評価機</p>
--	---

<p>(4) コミュニケーションの手法と効果的なリスクコミュニケーションについて</p> <p>食の安全に関するリスクコミュニケーションは、行政、消費者、事業者、生産者などすべての関係者が正しくリスクを認知して、他の関係者の立場、考え方を理解し、方向性を一致させていく必要があります。そのため、現行のコミュニケーションの手法をもっと発展的に改善していく必要があります。またコミュニケーションの養成や関係者の理解・判断力を高める学習やマスコミ報道などに対する発信者側の改善、マスコミ自身の正確な報道、受け手としての特に消費者能力向上のために、具体策が講じられるように求めます。</p> <p>最終的には、関係者の信頼関係が築かれることが重要で、少なくとも現在のように、消費者が「何を言っても変わらない」というような状況をなくしていくことが重要なことだと思います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>関における透明性・独立性の確保の観点を踏まえ、審議と詳細な議事録を公開すること～」と修正いたします。</p> <p>なお、平成18年6月からは、食品安全委員会、専門調査会、意見交換会の結果概要についてメールマガジンを配信し、ホームページにも掲載しているところです。</p> <p>(4) 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」4.改善の方向性(2)アに示すとおり、意見交換会については、開催目的、情報の質や量、関係者の関心などに合わせ、地域、対象、参加人数を絞った形のきめの細かい開催方法を検討することとしているほか、(2)イに示すとおり、フォーカスグループインタビュー等の新たな手法についても検討することとしています。また、対象を絞り平易かつ正確性を失わない資料の作成に努めるとともに、4.改善の方向性(2)ウに示したとおり、「食品のリスクに対する他の関係者の立場や発想、考え方を理解し十分な意思疎通を図ることができる消費者、事業者、専門家等各関係者間のリスクコミュニケーションを支援・仲介できる能力を有する人」を養成することとしています。さらに、メディアの報道に対しては、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」4.改善の方向性(2)イに示したとおり、マスメディア報道とその影響の分析を実施することとしています。リスクコミュニケーションの方法の検討と合わせ、限りある人員、予算の中で、優先順位の明確化、効率化を行いつつ、より有効な対応ができるよう改善に努めてまいります。</p>
---	---

<p>5</p>	<p>貴委員会におかれましては食品安全の確保に向けて努力しておられることに敬意を表します。標記「食品の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」に関する意見を述べます。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. リスク管理におけるリスクコミュニケーションについて 米国産牛肉の輸入再開問題において、リスクコミュニケーションの観点からいくつかの問題点が浮かびあがりました。プリオン専門調査会においては諮問内容の妥当性が問われましたが、リスクコミュニケーションは、リスク評価にとどまらず、諮問内容の決定などリスク管理措置に関しても行われる必要があります。</p> <p>農林水産省と厚生労働省の名義で公表されている「食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」(2005年8月)においては、リスク管理の初期作業に位置づけられる「優先度リスト」やリスク評価を依頼するさいの「リスクアセスメントポリシー」の作成、「リスク管理措置の案」の作成などでリスクコミュニケーションが行われることになっていますが、現実の米国産牛肉の輸入再開問題ではそのように実施されませんでした。</p> <p>そこで食品安全委員会におかれては、この「標準手順書」に対するレビューおよびそこでのリスクコミュニケーションの実施に関する見解をまとめ、さらにリスク管理のどの段階においてどのようなリスクコミュニケーションの機会をつくるべきかを明らかにしたリスク管理者向けの手引書を作成すべきです。</p> <p>2. 意見に対する応答 標記案では「意見・情報の募集時や意見交換会の際に出された意見が、どのように検討・反映されていくのか、その過程が不透明ではないか」(7ページ)という指摘が紹介されています。まさにこの点は、リスクコミュニケーションの推進にとって重要な論点です。意見の中には、もちろん根拠のないもの、誤解にもとづくもの、合理性に著しく欠けるものなどもあるでしょうが、できるだけ丹念に回答していくことが求められます。その具体的な取扱いの基準と方法を明らかにする必要があります。</p>	<p>1. リスク評価やリスク管理の各段階においてリスクコミュニケーションが重要であることは御指摘のとおりです。御意見をふまえ、リスク分析の全過程をとおして、有効なリスクコミュニケーションが行われるよう、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の「5. 今後検討すべき内容」の(1)に示したリスクコミュニケーションの検証も含め、引き続きリスクコミュニケーション専門調査会において検討をまいります。</p> <p>なお、農林水産省及び厚生労働省におけるリスクコミュニケーションについては第一義的に両省において検討されるものと考えますが、リスク評価機関としてもリスクコミュニケーションの推進のため相互に連携してまいります。</p> <p>2. 意見・情報の募集に対して提出された意見・情報については、一つ一つ内容を検討し、評価書案の作成に当たり検討されていない新たな科学的知見等を内容とするものについては、専門委員の意見を踏まえ、委員会での審議を行い必要に応じ評価書等に反映しています。しかしながら、意見・情報がどのように議論、反映されたのかわかりにくいとの指摘があることから、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の4. 改善の方向性(2) アにも示したとおり、意見・情報の募集に係る検討経過の周知と反映について、リスク評価とリスク管理の役割を認識しつつ、情報提供を行ってまいります。</p>
----------	---	--

<p>3. 意見交換会の持ち方について</p> <p>大規模な意見交換会については、「地域、対象、参加人数を絞った形のきめの細かい意見交換会などの開催方法を検討する必要がある」(19ページ)としています。この点については賛成しますが、きめの細かい意見交換会は単発ではなく、時間をかけたプロセスによって参加者の認識の深化をつくり出すことが重要です。また、それは大規模な意見交換会の前段に企画されるべきであると考えます。</p> <p>4. 審議の非公開措置について</p> <p>今後検討すべき内容において、専門調査会などの審議を公開しない場合のデメリットをあげていますが、非公開については原則的に公開することを基本として、個人情報や知的財産の保護などやむを得ない理由があるときに限定すべきです。そのさい、どのような具体的なケースの場合に非公開にするかという取扱いルールを明らかにすべきであると考えます。</p> <p>5. リスクコミュニケーション情報の集約機関の設置について</p> <p>リスクコミュニケーションは食品安全委員会だけではなく、国においては農水省・厚労省などが実施し、地方自治体においても実施されています。さらに、民間の企業・諸団体の取り組みもあります。このような多様かつ多元的な実施状況は大いに歓迎されますが、同時に、これらの情報(テーマや意見の概要など)を一元的に集約して、だれもが簡単にアクセスできるような情報集約機関があると大変便利です。このようなサービス機関は、より効率的なリスクコミュニケーションを実現していくことにも寄与すると考えます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>3. 意見交換会の開催方法につきましては、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」4.改善の方向性(2)アに示すとおり、意見交換会については、開催目的、情報の質や量、関係者の関心などに合わせ、地域、対象、参加人数を絞った形のきめの細かい開催方法を検討することとしています。また、リスクコミュニケーション実施の背景情報を得るために、4.改善の方向性(2)イに示すとおり、フォーカスグループインタビューの導入についても検討することとしています。さらに、従来の意見交換会についても、パネルディスカッションの活用等も含め充実を図っていくこととしているほか、意見交換会に限らず、さまざまな方法、媒体を使用しながら、目的にかなったリスクコミュニケーションが実施されるよう検討をすすめてまいります。</p> <p>4. 審議の公開のあり方につきましては、御意見を踏まえ、「5.今後検討すべき内容」のタイトル「(2)審議の経過に関する情報提供のあり方」を、「(2)審議の経過に関する透明性の確保と情報提供のあり方」に修正するとともに、本文を「リスク評価機関における透明性・独立性の確保の観点を踏まえ、審議と詳細な議事録を公開すること～」と修正いたします。</p> <p>5. リスクコミュニケーションにつきましては、これまで、関係省庁、地方公共団体、業界・消費者団体と協力し、ホームページのリンクの充実による情報提供を実施してきたところです。今後とも、国民の皆様をはじめ、関係各方面の方々と協力し、ご意見にあるような情報(テーマや意見の概要など)を一元的に集約して、だれもが簡単にアクセスできるような情報集約のあり方も含め、効率的な情報提供の在り方について検討してまいります。</p>
---	---

6	<p>BSE 問題をきっかけに、それまでの農林水産省、厚生労働省の産業振興を中心とした政策は、消費者の安全重視へと改善されることになりました。また、リスク分析の手法が導入され、リスク評価とリスク管理の機能的分離、リスクコミュニケーションの必要性が言われるようになりました。この中で食品安全委員会が2004年7月にスタートし、その中にリスクコミュニケーション専門調査会も設置されました。今回の「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案) (以下「報告書(案)」と称する)」は、この専門調査会の活動の一定の成果であり問題点を指摘しています。しかし、米国産牛肉の輸入再々開、遺伝子組み換え食品の市場化、食品添加物や健康食品の承認拡大などに見られるように、食品安全行政の実際の施策を通して、私たち消費者団体としては、以下のように十分なリスクコミュニケーションは日本において定着していないと考えています。真のリスクコミュニケーションの実現を希望し、以下の意見を申し上げます。</p> <p>記</p> <p>「報告書(案)」の第4章「改善の方向性」において「関係者間の情報基盤の共有の向上」「情報・意見の交換の双方向性の向上」「情報・意見の交換の効率の向上」が掲げられています。</p> <p>について「さまざまなレベルで多様な意見交換を行うことの必要性」が指摘されています。また、「コミュニケーション・ツールの開発」、「コミュニケーターの養成の必要性」も指摘されていますが、私たちは「情報の幅広さ」を担保する必要があると考えます。ハザードおよびリスクに関する情報をめぐっては、メディアリテラシー、リスクリテラシーの必要性を主張する向きもありますが、日本においては、情報は食品産業やそれに利害を有する研究開発者の情報が中心であり、科学的にみて未だ不確実な情報や非意図的な結果をもたらす可能性についての情報などは軽視されていると思います。当該の問題に批判的な研究者の情報を関係者間で共有することがまず行われなければなりません。</p> <p>について「報告書(案)」では「パネル討論の活用」などが指摘されています。しかし、この間 BSE 問題で明確になったように、食品安全委員会の開催したリスクコミュニケーションが、結果的には食品安全委員会の一方的な情報提供にとどまり、科学的論争を十分に行わず、特に消費者の意見を反映してこなかったことが問題であると考えます。「双方向性」が保証</p>	<p>リスク評価の際には国内外の学会で認められた論文等を中心に議論を進めておりますが、さらに、意見・情報の募集を含め、各方面のより多くの皆様から情報の提供のお願いをしているところです。リスクコミュニケーションの過程においても、これまで同様、皆様からのご意見、情報をふまえて進めてまいります。</p> <p>また、食品安全委員会では、情報化システムを活用し、国内外の情報の収集に努めるとともに、そのホームページ等による積極的な情報提供を行っているところです。</p> <p>リスクコミュニケーションには、双方向性の確保が重要であることはご指摘の通りです。</p> <p>「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」4.改善の方向性(1)においては、現行のリスクコミュニケーションを改善するための目標として、意見・情報の交換の双方向性をより向上させることを明記しているところです。</p>
---	--	--

	<p>されなければ、リスクコミュニケーションの意味はないことを銘記すべきです。</p> <p>について「行政機関の職員の訓練の実施」「少人数での意見交換(フォーカスグループインタビュー)」「リスクコミュニケーションの評価手法の開発」が取り上げられています。行政機関の職員の訓練は実施すべきであると思いますが、消費者のサイレントマジョリティの意見の吸い上げを強調する考え方には危惧を覚えます。ここにおいても情報の内容と政策の透明性が確保され、政策誘導に陥らないようにする必要があります。</p> <p>(2)リスクコミュニケーションはリスク評価機関たる食品安全委員会と、リスク管理機関との間でも必要であることは言うまでもありません。しかし、食品安全委員会が独立性を維持し、厚生労働省や農林水産省との関係においては、食の安全を確保する視点に立ちこれら管理機関にはっきりと勧告することも必要です。リスク分析を標榜するのであればこの点を改善し、食品安全委員会は食品安全行政のリーダーシップをとっていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」4.改善の方向性 については、フォーカスグループインタビューについては、意見交換会の前段に背景情報を得るために導入を検討することとしているものですが、これを踏まえ、新たに開催目的、情報の質や量、関係者の関心などに合わせ、地域、対象、参加人数を絞った形のきめの細かい意見交換会の開催方法などを検討することとしています。なお、リスクコミュニケーションの過程においては、透明性が確保されなければならないと考えています。</p> <p>(2)食品安全委員会が科学的知見に基づき、客観的かつ中立公正にリスク評価を実施するためには、独立性の確保が重要であることはご指摘の通りです。また、食品安全委員会は、リスク評価の結果に基づき講じられる施策の実施状況を監視し、必要があると認めるときは内閣総理大臣を通じて関係各大臣に勧告する機能を持っていることも御指摘のとおりです。食品安全委員会は、施策の実施状況について定期的に調査を行うとともに、必要に応じリスク管理機関から適宜報告を受けるなどしてその責務を果たしてまいります。</p>
7	<p>食品安全委員会がモニター等に対して行う「食の安全性に関する意識調査」の設問形式について、遺伝子組換え食品を農薬、有害微生物、汚染物質と同列に並べて、「不安に思いますか?」と問いかけるのはいい加減やめにしてください。</p> <p>今、世界中で商品化されている組換え食品はすべて安全が証明されたものです。</p> <p>食品安全委員会の質問は、組換え食品に対して、一般人の不安・危険を誘導しているように思います。</p>	<p>食品安全モニター課題報告「食の安全性に関する意識等について」は、食品の安全性に係る危害要因等について消費者の意識やその変化を把握するために毎年度同じ設問で行っているものです。また、遺伝子組換え食品に限らず、農薬、汚染物質等、食品安全委員会における安全性評価については、季刊紙、意見交換会等で、情報提供に努めてきたところです。</p> <p>今後とも、食品の安全性について、正しい知識の普及と、ご理解をいただけるよう、リスクコミュニケーションに努めてまいります。</p>
8	<p>当社は放電加工機・ナノ加工機およびその制御装置のトップメーカーで、日本の「ものづくり」産業の根幹となる要素技術に携わるメーカーとして、生産管理・品質管理で培ったノウハウを、食の安全に活かせると考え、企業の社会的責任の一環で、対象技術の開発を支援しています。</p>	<p>情報提供ありがとうございました。</p>

	<p>その中で「食品トレーサビリティシステムにおける相互運用性」の開発の技術支援も行っていましたが、この度まとまった、その調査報告書の中身が、今回の情報募集に合致し、かつ食の安全に役立つものと思いましたので、報告書一式を提供いたします。</p>	
9	<p>はじめに</p> <p>食品安全基本法が 2003 年制定されて3年が経過しました。この間、新しい制度設計に取り組みられた関係者の皆さんのご苦勞はたいへんであったと推察します。特にリスクアナリシスという言葉する一般化していないなかで、これは、BSE問題を契機に急遽制定された食品安全基本法と食品安全委員会の目玉そのものとなっていった経過があり、特に私たち消費者団体は、食べる側の利益・意見を代表する消費者代表として消費者団体から委員を任命し、国・行政機関から独立した機関運営をしていただきたいと要望してきましたがかなわなかったという経過もあり、その後の運用を注視することとなりました。またその間直接の契機となったBSE問題は、問題として更なる拡大を続けてきています。また、一向に収まらないばかりが増え続ける食の安全性に関する不安材料があります。違反事件や事故の頻発、O157や鳥インフルエンザなど新たな問題に対して、では、リスクアナリシスの制度は日本でどのように機能してきているか、不備はないのか、問題点、改善すべき方向等々、評価するとともにさらに検討していかなければならないという意見が相当数私たちの周りで出されるようになってきています。</p> <p>こうしたなかで今回リスクコミュニケーションの改善に向けての研究報告が出され、パブリックコメントに付されたことを歓迎します。</p> <p>もとより、私はリスクコミュニケーションを専門に研究しているわけではありませんから、感想と意見にすぎませんが、食の安心・安全を強く願っている消費者の意見として今後の政策に生かしていただきたいと思います。</p> <p>リスクコミュニケーションとはそもそも、食品に限らず民主的な市場経済社会において私たち国民がリスクコミュニケーションに期待するものは</p> <p>学習効果 政策決定への参画</p> <p>であると考えます。しかし、時間が経っていない、しかも問題は山積しているというこの間の事情から、どちらかという学習の機会としては捉えられていません。その理由として食品安全に関する新制度がいまだ理解</p>	

<p>されていないということばかりではなく、信頼されていないからであると考えます。むしろ、国民は、制度を確立させていく過程、機会として個々のリスクコミュニケーションの場を考えている場合が多いようです。</p> <p>さて、そのリスクコミュニケーションの機会・ツールは、私たち国民・消費者にとっては一般的には、公開の「意見交換会」と「パブリックコメント - 以下PC」です。何回かの公開意見交換会に出席した経験とPCを提出した経験から以下問題点を列挙し意見を申し上げます。</p> <p>1. 専門調査会の位置づけ、権限が不明確で、意見交換会および意見募集をおこなう主体がはっきりしない。政策に結びつかない意見の募集はありえず、「リスク評価について意見が聞きたい」と言われても、国民はその先に見え隠れする政策への懸念も同時に述べざるを得ない。それは、国民の不慣れというよりはむしろ制度の不備と考えるほうが自然である。少なくとも食の安全に関する問題については、実施主体は食品安全委員会であり、リスクコミュニケーション専門調査会はもっと深くかかわるべきではないかと考える。また、食品安全委員会の事務局は各々どの分野の専門調査会を掌握して責任を持っているのか、管理機関との関係などを明確にしてもらいたい。いずれにしても、事務局員が少なすぎるのではないかと。</p> <p>2. 意見交換会およびパブリックコメントの意見の集約はどのようにされていて、生かされているのかわかりづらい。</p> <p>現在どのようなパブリックコメントが募集されているのかパソコンで検索すると、絞り込み案内が最後に出てくるため、引き出すのは至難です。</p>	<p>1. 専門調査会は、食品安全基本法第36条の規程により内閣総理大臣に任命された専門委員によって構成され、食品安全委員会専門調査会運営規程(平成15年7月9日食品安全委員会決定)第2条の規定により、企画専門調査会、リスクコミュニケーション専門調査会、緊急時対応専門調査会の他13の評価関係の専門調査会が設置されています。リスクコミュニケーション専門調査会については、食品安全委員会専門調査会運営規程第3条第2項において、「委員会が行うリスクコミュニケーション及び関係行政機関が行うリスクコミュニケーションの調整に関する事項について調査審議する」とされています。また、食品安全委員会事務局は、各担当課の所掌事務に対応した専門調査会を担当しています。</p> <p>食品安全委員会は、科学的知見に基づく中立公正なリスク評価を実施するため、リスク管理機関とは独立して設置されましたが、リスク評価について必要なデータの要請や、リスクコミュニケーションの実施等について、連携、協力を図っています。特にリスクコミュニケーションに関しては、食品安全委員会とリスク管理機関が相互に連携して意見交換会等を開催するとともに、食品安全委員会は、関係行政機関が行うリスクコミュニケーションに関する事務の調整を行っていますが、今後ともより有効に機能するよう努力してまいります。</p> <p>2. 意見・情報の募集に対して提出された意見・情報については、一つ一つ内容を検討し、評価書案の作成に当たり検討されていない新たな科学的知見等を内容とするものについては、専門委員の意見を踏まえ、委員会での審議を行い必要に応じ評価書等に反映しています。しかしながら、意見・情報がどの</p>
---	--

またPCの結果は、最新90日分33件ヒット(18/8/31まで2273件中)しました。やはり、最後に絞り込み案内がありました。なぜ最後か、不親切きわまりないと思います。例えば、話題になったイソフラボンの募集結果について見ると、H18/6/28/7/25の意見募集に関して、19件の意見が寄せられ、それについて同趣旨のものはまとめるなどしてのコメントも出され、たぶん指針に反映されたと考えますが、PCの役割としてこれでいいのでしょうか。メチル水銀も同様でした。国民は、メチル水銀の科学的評価を云々しているわけではなく、それが、政策としてどう扱われるのかに大きな関心があるわけですが、明確な区別はつけにくいものです。要するに、評価機関(食品安全委員会)と管理機関(厚労省)の役割分担を機関側は強調されますが、国民はなかなか理解できません。ついでに、わからなかったことのひとつに「行政手続法に基づく - 第39条4項」「任意の意見募集」の違いがありますが、これによって、PCの扱いがどう違ってくるのかも理解できません。

3. 「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」

(1)改善の方向

おおむね、賛同できます。特に、意見交換会をきめ細かく実施する方向は望ましいと考えます。

(2)今後検討すべき内容

* 食品安全委員会で評価すべき項目を、いつ、どこで、どの専門調査会が、なんのために、などの理由をつけて、事前に公表し、リスクコミュニケーションにかけてほしいと思います。

* リスク評価機関で科学的に検討された内容の結果は、公表される必要はあるが、基本的にはリスクコミュニケーションの対象ではないと考えます。しかし、必要であるとリスクコミュニケーション専門調査会が判断

ように議論、反映されたのかわかりにくいとの指摘があることから、「食の安全に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の4.改善の方向性(2)アにも示したとおり、意見・情報の募集に係る検討経過の周知と反映について、リスク評価とリスク管理の役割を認識しつつ、情報提供を行ってまいります。リスク評価機関とリスク管理機関におけるリスクコミュニケーションの重要性についてはご指摘のとおりです。現在も、継続的に連携し、課長級の関係府省連絡会議幹事会を毎週開催するとともに、隔週にリスクコミュニケーション担当者会議を開催し、3府省連携の意見交換会の開催計画など、政府が進めるリスクコミュニケーションの調整を図ったり、情報の共有に努めているところですが、ご指摘を踏まえ、「食の安全性に関するリスクコミュニケーションの改善に向けて(案)」の「4.改善の方向性(1)の冒頭に「リスク評価機関とリスク管理機関の連携はもとより、～」を加え、修正いたします。

なお、いわゆるパブリック・コメントは規制の制定、改廃に際して、事前に命令等の案を示して、その案について広く国民の皆様から意見や情報を募集するもので、行政手続法に規定されています。なお、対象の範囲が命令等に該当しない場合は、任意に意見公募手続を行い、任意に結果を公示できることとなっており、食品安全委員会が行うリスク評価は、規制の制定等に係るものではありませんが、情報及び意見の交換の促進の観点から、意見・情報の募集を行っているものです。

(2)食品安全委員会では、リスク管理機関から評価要請を受けた場合にはその内容について、原則として公開で開催される委員会会合において説明を聴取するとともに、どの専門調査会で審議をするかを決定しており、議事録や配布資料はホームページで公開されています。また、委員会が自らリスク評価を行う場合には、リスクコミュニケーションを行うよう努めることとされています。

なお、食育については平成17年7月に制定された

<p>したものについてはそのかぎりではありません。</p> <p>* その他は今までどおり一国民が関心を示さない場合もありますが、すべての情報は開示されるべきであり、法律にのっとってされねばならないものは網羅することが原則です。</p> <p>* 任意の意見募集と行政手続法によるものは区別してください。そのための手続きを法整備することも必要です。</p> <p>* 食育は管轄外ではないか、と思います。</p>	<p>食育基本法において、食品の安全性に関する情報の提供が挙げられており、また、健全な食生活の実践のためには、食品の安全性に関する情報を受け止め、適正に食品を選択する力を身に付けることが必要と考えられることから、食品安全委員会もリスクコミュニケーションを積極的に実施することにより、食育の推進を図っています。</p> <p>2で記述したように食品安全委員会は、意見・情報の交換を促進する観点から、専門調査会で審議された評価書案について原則として国民からの意見・情報の募集を行うとともに、それらの結果を公表するほか、国民の関心の高い案件について意見交換会等を行っています。</p>
--	---